



# 三重県公報

令和6年3月29日(金)

号外

## 目次

(番号)	(題名)	(担当)	(頁)
30	三重県県税条例の一部を改正する条例	(税務企画課)	2

### 公布された条例のあらまし

- ◎ 三重県県税条例の一部を改正する条例(条例第30号)
  - 1 地方税法等の一部を改正する法律による地方税法の一部改正等に鑑み、不動産取得税、軽油引取税、法人事業税等についての規定を整備することとしました。
  - 2 この条例は、令和6年4月1日(一部令和7年4月1日、令和8年4月1日、地方税法等の一部を改正する法律附則第1条第10号に定める日及び同条第11号に定める日)から施行することとしました。

### 条 例

三重県県税条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和六年三月二十九日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県条例第三十号

三重県県税条例の一部を改正する条例

第一条 三重県県税条例（昭和二十五年三重県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（知事の権限の委任）</p> <p>第六条の二 知事は、法令に特別の定めがある事務及び次に掲げる事務を除くほか、徴収金の賦課徴収に関する事務（還付金又は過誤納金（当該還付金又は過誤納金に加算すべき還付加算金を含む。第三項において「還付金等」という。）の充当に関する事務（次項及び第三項において「還付金等充当事務」という。）及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号。以下「法」という。）第二十条の十の規定による証明書（第四項において「証明書」という。）の交付に関する事務（次項及び第四項において「証明書交付事務」という。）を除く。）及び県税に係る過料に関する事務については、課税地を所管する県税事務所の長（以下「県税事務所長」という。）に委任する。</p> <p>一 四 （略）</p> <p>五 法第七百三十九条の五第一項及び第二項に規定する個人の県民税及び市町民税並びに森林環境税に関する事務</p> <p>2 7 （略）</p> <p>（寄附金税額控除）</p> <p>第二十五条の二 知事は、所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山</p>	<p>（知事の権限の委任）</p> <p>第六条の二 知事は、法令に特別の定めがある事務及び次に掲げる事務を除くほか、徴収金の賦課徴収に関する事務（還付金又は過誤納金（当該還付金又は過誤納金に加算すべき還付加算金を含む。第三項において「還付金等」という。）の充当に関する事務（次項及び第三項において「還付金等充当事務」という。）及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号。以下「法」という。）第二十条の十の規定による証明書（第四項において「証明書」という。）の交付に関する事務（次項及び第四項において「証明書交付事務」という。）を除く。）及び県税に係る過料に関する事務については、課税地を所管する県税事務所の長（以下「県税事務所長」という。）に委任する。</p> <p>一 四 （略）</p> <p>五 法第四十八条第一項及び第二項に規定する個人の県民税及び市町民税に関する事務</p> <p>2 7 （略）</p> <p>（寄附金税額控除）</p> <p>第二十五条の二 知事は、所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山</p>

林所得金額の合計額の百分の三十に相当する金額を超える場合には、当該百分の三十に相当する金額)が二千元を超える場合には、その超える金額の百分の四に相当する金額(当該納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、当該特例控除対象寄附金の額の合計額が二千元を超える場合には、当該百分の四に相当する金額に法第三十七条の二第二十一項に規定する特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)を当該納税義務者の前二条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

一、四 (略)

2 (略)

(個人の県民税の賦課徴収)

第二十六条の二 個人の県民税の賦課徴収は、法第七百三十九条の五の規定による場合を除くほか、市町が当該市町の個人の市町民税の賦課徴収(均等割の税率の軽減を除く。)の例により、当該市町の個人の市町民税の賦課徴収とあわせて行なうものとする。

2 (略)

(個人の県民税の賦課徴収に関する報告)

第二十七条 市町長は、当該年度分として決定した個人の県民税に関し、次に掲げる事項を規則で定める様式によつて記載した文書により、当該年度の七月十日までに、知事に報告しなければならないものとする。

一、三 (略)

四 個人の県民税の課税額、個人の市町民税の課税額及び森林環境税の課税額の合計額に対する個人の県民税の課税額の割合

林所得金額の合計額の百分の三十に相当する金額を超える場合には、当該百分の三十に相当する金額)が二千元を超える場合には、その超える金額の百分の四に相当する金額(当該納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、当該特例控除対象寄附金の額の合計額が二千元を超える場合には、当該百分の四に相当する金額に法第三十七条の二第二十二項に規定する特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)を当該納税義務者の前二条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

一、四 (略)

2 (略)

(個人の県民税の賦課徴収)

第二十六条の二 個人の県民税の賦課徴収は、法第四十八条の規定による場合を除くほか、市町が当該市町の個人の市町民税の賦課徴収(均等割の税率の軽減を除く。)の例により、当該市町の個人の市町民税の賦課徴収とあわせて行なうものとする。

2 (略)

(個人の県民税の賦課徴収に関する報告)

第二十七条 市町長は、当該年度分として決定した個人の県民税に関し、次に掲げる事項を規則で定める様式によつて記載した文書により、当該年度の七月十日までに、知事に報告しなければならないものとする。

一、三 (略)

四 個人の県民税の課税額と個人の市町民税の課税額の合計額に対する個人の県民税の課税額の割合

2 5 (略)

(個人の県民税に係る徴収金の払込の方法)

第二十八条 市町が法第七百三十九条の四第二項の規定によつて個人の県民税に係る徴収金を払い込む場合においては、規則で定める様式による払込書によつて指定金融機関又は郵便局に払い込むものとする。

2 (略)

(法人の県民税の申告納付)

第三十三条 県民税を申告納付する義務がある法人は、法第五十三条の規定により同条第一項、第二項、第三十一項、第三十四項及び第三十五項の申告書を知事に提出し、及びその申告に係る県民税額を納付書又は法第七百四十七条の六第二項に規定する施行規則で定める方法により納付しなければならない。

2 11 (略)

12 法第五十三条第五十四項に規定する更正をした場合の当該更正の日の属する事業年度開始の日(当該更正が適格合併に係る被合併法人の法人税割額について当該適格合併の日前にされたものである場合には、当該被合併法人の当該更正の日の属する事業年度開始の日)から五年を経過する日の属する事業年度の法人の県民税の確定申告書の提出期限(当該更正の日から当該五年を経過する日の属する事業年度終了の日までの間に当該更正を受けた法人につき次の各号に掲げる事実が生じたときは、当該各号に定める提出期限)が到来した場合(当該提出期限までに当該提出期限に係る法人の県民税の確定申告書の提出がなかつた場合には、当該提出期限後の当該法人の県民税の確定申告書の提出又は当該法人の県民税の確定申告書に係る事業年度の法人税割についての法第五

2 5 (略)

(個人の県民税に係る徴収金の払込の方法)

第二十八条 市町が法第四十二条第三項の規定によつて個人の県民税に係る徴収金を払い込む場合においては、規則で定める様式による払込書によつて指定金融機関または郵便局に払い込むものとする。

2 (略)

(法人の県民税の申告納付)

第三十三条 県民税を申告納付する義務がある法人は、法第五十三条の規定により同条第一項、第二項、第三十一項、第三十四項及び第三十五項の申告書を知事に提出し、及びその申告に係る県民税額を納付書又は法第七百四十七条の五の二第二項に規定する施行規則で定める方法により納付しなければならない。

2 11 (略)

12 法第五十三条第五十四項に規定する更正をした場合の当該更正の日の属する事業年度開始の日(当該更正が適格合併に係る被合併法人の法人税割額について当該適格合併の日前にされたものである場合には、当該被合併法人の当該更正の日の属する事業年度開始の日)から五年を経過する日の属する事業年度の法人の県民税の確定申告書の提出期限(当該更正の日から当該五年を経過する日の属する事業年度終了の日までの間に当該更正を受けた法人につき次の各号に掲げる事実が生じたときは、当該各号に定める提出期限)が到来した場合(当該提出期限までに当該提出期限に係る法人の県民税の確定申告書の提出がなかつた場合には、当該提出期限後の当該法人の県民税の確定申告書の提出又は当該法人の県民税の確定申告書に係る事業年度の法人税割についての法第五

十五条第二項の規定による決定があつた場合)には、知事は、当該更正を受けた法人に対し、令で定めるところにより、当該更正に係る仮装経理法人税割額(既にこの項又は第十五項の規定により還付すべきこととなつた金額及び第六項の規定により控除された金額を除く。)を還付し、又は当該更正を受けた法人の未納に係る徴収金に充当するものとする。

一〇三 (略)

四 法人税法第二条第七号に規定する協同組合等又は同条第九号に規定する普通法人が同条第六号に規定する公益法人等に該当することとなつたことその該当することとなつた日の前日の属する事業年度の法人の県民税の確定申告書の提出期限

13 〽 16 (略)

(法人の事業税の課税標準の区分経理の義務)

第四十二条 医療法人又は医療施設(令第二十一条の七に定めるものを除く。)に係る事業を行う農業協同組合連合会(法第七十二条の五第一項第五号に規定する特定農業協同組合連合会を除く。)で事業税の納税義務があるものは、当該法人の行う事業から生ずる所得について、法第七十二条の二十三第二項の規定によつて当該法人の行う事業に対する事業税の課税標準とすべき所得の計算上益金の額及び損金の額に算入されないものとされる部分をその他の部分と区分して経理しなければならない。

十五条第二項の規定による決定があつた場合)には、知事は、当該更正を受けた法人に対し、令で定めるところにより、当該更正に係る仮装経理法人税割額(既にこの項又は第十五項の規定により還付すべきこととなつた金額及び第六項の規定により控除された金額を除く。)を還付し、又は当該更正を受けた法人の未納に係る徴収金に充当するものとする。

一〇三 (略)

四 法人税法第二条第七号に規定する協同組合等又は同条第九号に規定する普通法人(連結法人(同条第十二号の七の四に規定する連結法人をいう。以下第四十三条の二第三項第四号において同じ。))を除く。)が同法第二条第六号に規定する公益法人等に該当することとなつたことその該当することとなつた日の前日の属する事業年度の法人の県民税の確定申告書の提出期限

13 〽 16 (略)

(法人の事業税の課税標準の区分経理の義務)

第四十二条 医療法人又は医療施設(令第二十一条の七に定めるものを除く。)に係る事業を行う農業協同組合連合会(法第七十二条の五第一項第五号に規定する特定農業協同組合連合会を除く。)で事業税の納税義務があるものは、当該法人の行う事業から生ずる所得について、法第七十二条の二十三第二項の規定によつて当該法人の行う事業に対する事業税の課税標準とすべき所得の計算上益金の額及び個別帰属益金額(法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別帰属益金額をいう。)並びに損金の額及び個別帰属損金額(同項に規定する個別帰属損金額をいう。)に算入されないものとされる部分をその他の部分と区分して経理しなければならない。

2 (略)  
 (仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う事業税額の控除及び還付)

第四十三条の二 (略)

2 (略)

3 前項の規定の適用があつた事業を行う法人(当該法人が適格合併により解散をした場合には、当該適格合併に係る合併法人とする。以下この条において「適用法人」という。)について、同項の更正の日の属する事業年度開始の日(当該更正が当該適格合併に係る被合併法人の各事業年度に係る付加価値割、資本割、所得割又は収入割について当該適格合併の日前にされたものである場合には、当該被合併法人の当該更正の日の属する事業年度開始の日)から五年を経過する日の属する事業年度の第四十六条第一項第一号、第三号又は第四号の規定による申告書の提出期限(当該更正の日から当該五年を経過する日の属する事業年度終了の日までの間に当該適用法人につき、次の各号に掲げる事実が生じたときは、当該各号に定める提出期限)が到来した場合(当該申告書の提出期限までに当該提出期限に係る申告書の提出がなかつた場合にあつては、当該提出期限後の当該申告書の提出又は当該申告書に係る事業年度の付加価値割、資本割、所得割若しくは収入割についての法第七十二条の三十九第二項、第七十二条の四十一第二項若しくは第七十二条の四十一の二第二項の規定による決定があつた場合)には、知事は、当該適用法人に対し、令で定めるところにより、当該更正に係る仮装経理事業税額(既にこの項又は第七項の規定により還付すべきこととなつた金額及び第一項の規定により控除された金額を除く。)を還付し、又は当該適用法人の未納に係る徴収金に充当するものとする。

2 (略)  
 (仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う事業税額の控除及び還付)

第四十三条の二 (略)

2 (略)

3 前項の規定の適用があつた事業を行う法人(当該法人が適格合併により解散をした場合には、当該適格合併に係る合併法人とする。以下この条において「適用法人」という。)について、同項の更正の日の属する事業年度開始の日(当該更正が当該適格合併に係る被合併法人の各事業年度に係る付加価値割、資本割、所得割又は収入割について当該適格合併の日前にされたものである場合には、当該被合併法人の当該更正の日の属する事業年度開始の日)から五年を経過する日の属する事業年度の第四十六条第一項第一号、第三号又は第四号の規定による申告書の提出期限(当該更正の日から当該五年を経過する日の属する事業年度終了の日までの間に当該適用法人につき、次の各号に掲げる事実が生じたときは、当該各号に定める提出期限)が到来した場合(当該申告書の提出期限までに当該提出期限に係る申告書の提出がなかつた場合にあつては、当該提出期限後の当該申告書の提出又は当該申告書に係る事業年度の付加価値割、資本割、所得割若しくは収入割についての法第七十二条の三十九第二項、第七十二条の四十一第二項若しくは第七十二条の四十一の二第二項の規定による決定があつた場合)には、知事は、当該適用法人に対し、令で定めるところにより、当該更正に係る仮装経理事業税額(既にこの項又は第七項の規定により還付すべきこととなつた金額及び第一項の規定により控除された金額を除く。)を還付し、又は当該適用法人の未納に係る徴収金に充当するものとする。

<p>一、三 (略)</p> <p>四 法人税法第二条第七号に規定する協同組合等又は同条第九号に規定する普通法人が同条第六号に規定する公益法人等に該当することとなつたことその該当することとなつた日の前日の属する事業年度の第四十六条第一項第一号、第三号又は第四号の規定による申告書の提出期限</p>	<p>一、三 (略)</p> <p>四 法人税法第二条第七号に規定する協同組合等又は同条第九号に規定する普通法人(連結法人を除く。)が同条第六号に規定する公益法人等に該当することとなつたことその該当することとなつた日の前日の属する事業年度の第四十六条第一項第一号、第三号又は第四号の規定による申告書の提出期限</p>
<p>4、7 (略)</p> <p>(法人の事業税の申告納付)</p>	<p>4、7 (略)</p> <p>(法人の事業税の申告納付)</p>
<p>第四十六条 事業税の納税義務がある法人は、各事業年度に係る所得割等(第三十八条第一項第一号イに掲げる法人の付加価値割、資本割及び所得割又は同号ロに掲げる法人の所得割をいう。)又は収入割等(同項第二号に掲げる事業を行う法人の収入割、同項第三号イに掲げる法人若しくは同項第四号に掲げる事業を行う法人の収入割、付加価値割及び資本割又は同項第三号ロに掲げる法人の収入割及び所得割をいう。)について次の各号に掲げる申告納付の期間内に、法第七十二条の二十五から第七十二条の三十までの規定により、申告書に計算書等の書類を添付して知事に提出し、及びその申告に係る事業税を納付書又は法第七百四十七条の六第二項に規定する施行規則で定める方法によつて納付しなければならない。</p>	<p>第四十六条 事業税の納税義務がある法人は、各事業年度に係る所得割等(第三十八条第一項第一号イに掲げる法人の付加価値割、資本割及び所得割又は同号ロに掲げる法人の所得割をいう。)又は収入割等(同項第二号に掲げる事業を行う法人の収入割、同項第三号イに掲げる法人若しくは同項第四号に掲げる事業を行う法人の収入割、付加価値割及び資本割又は同項第三号ロに掲げる法人の収入割及び所得割をいう。)について次の各号に掲げる申告納付の期間内に、法第七十二条の二十五から第七十二条の三十までの規定により、申告書に計算書等の書類を添付して知事に提出し、及びその申告に係る事業税を納付書又は法第七百四十七条の五の二第二項に規定する施行規則で定める方法によつて納付しなければならない。</p>
<p>一、四 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>一、四 (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>附 則</p> <p>(県民税の法人税割の税率の特例)</p> <p>第十三条 昭和五十一年一月一日から令和七年十二月三十一日までの間に終了する各事業年度分の法人税割に対する法人税額に係る法人税割の税率は、第三十一条の規定にかかわらず、百分の一・八とする。</p>	<p>附 則</p> <p>(県民税の法人税割の税率の特例)</p> <p>第十三条 昭和五十一年一月一日から令和七年十二月三十一日までの間に終了する各事業年度分、各連結事業年度分又は各計算期間分の法人税割に対する法人税額に係る法人税割の税率は、第三十一条の規定にかかわらず、百分の一・八とする。</p>

<p>(中小法人に対する県民税の不均一課税)</p> <p>第十四条 法人のうち、資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下のもの又は資本若しくは出資を有しないもの(保険業法に規定する相互会社を除く。)又は第十九条第三項において法人とみなされるものであつて、かつ、法人税割の課税標準となる法人税額が年千万円以下のものに対する各事業年度分の法人税割額は、前条の規定を適用して計算した法人税割額から当該法人税割額に一・八分の〇・八を乗じて計算した額に相当する額を控除した金額とする。</p>	<p>(中小法人に対する県民税の不均一課税)</p> <p>第十四条 法人のうち、資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下のもの又は資本若しくは出資を有しないもの(保険業法に規定する相互会社を除く。)又は第十九条第三項において法人とみなされるものであつて、かつ、法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額が年千万円以下のものに対する各事業年度分、各連結事業年度分又は各計算期間分の法人税割額は、前条の規定を適用して計算した法人税割額から当該法人税割額に一・八分の〇・八を乗じて計算した額に相当する額を控除した金額とする。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>3 第一項の場合において、他の都道府県において事務所又は事業所を有する法人の法人税割の課税標準となる法人税額は、法第五十七条第一項の規定により関係都道府県に分割される前の額による。</p>	<p>3 第一項の場合において、他の都道府県において事務所又は事業所を有する法人の法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額は、法第五十七条第一項の規定により関係都道府県に分割される前の額による。</p>
<p>4 法人税額の課税標準の算定期間が一年に満たない法人に対する第一項の規定の適用については、同項中「年千万円」とあるのは、「千万円に当該法人税額の課税標準の算定期間の月数を乗じて得た額を十二で除して計算した金額」とする。</p>	<p>4 法人税額又は個別帰属法人税額の課税標準の算定期間が一年に満たない法人に対する第一項の規定の適用については、同項中「年千万円」とあるのは、「千万円に当該法人税額又は当該個別帰属法人税額の課税標準の算定期間の月数を乗じて得た額を十二で除して計算した金額」とする。</p>
<p>5 (略)</p>	<p>5 (略)</p>
<p>(不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例)</p> <p>第十五条 独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社又は家屋を新築して譲渡することを業とする者で令で定めるものが売り渡す新築の住宅に係る第五十六条第二項ただし書の規定の適用については、当該住宅の新築が平成十年十月一日から令和八年三月三十一日までの間に行われた</p>	<p>(不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例)</p> <p>第十五条 独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社又は家屋を新築して譲渡することを業とする者で令で定めるものが売り渡す新築の住宅に係る第五十六条第二項ただし書の規定の適用については、当該住宅の新築が平成十年十月一日から令和六年三月三十一日までの間に行われた</p>



ときに限り、同項ただし書中「六月」とあるのは、「一年」とする。

2 土地が取得され、かつ、当該土地の上に第六十八条第一項に規定する特例適用住宅が新築された場合における同項及び第六十九条第一項の規定の適用については、当該土地の取得が平成十六年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に行われたときに限り、第六十八条第一項第一号中「二年」とあるのは「三年（同日から三年以内に特例適用住宅が新築されることが困難である場合として令で定める場合には、四年）」と、第六十九条第一項中「二年」とあるのは「三年（同号に規定する令で定める場合には、四年）」とする。

（不動産取得税の課税標準の特例）

第十五条の二 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号）第十一条第一項に規定する認定長期優良住宅である住宅の新築を令和八年三月三十一日までにした場合における第六十条第一項の規定の適用については、同項中「住宅の建築」とあるのは「長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号）第十一条第一項に規定する認定長期優良住宅である住宅の新築」と、「については」とあるのは「については、当該取得が令和八年三月三十一日までに行われたときに限り」と、「千二百万円」とあるのは「千三百万円」とする。

（住宅の取得及び土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例）

第十六条 平成十八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に住宅又は土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、第六十一条の規定にかかわらず、百分の三とする。

2 （略）

（宅地評価土地の取得に対して課する不

ときに限り、同項ただし書中「六月」とあるのは、「一年」とする。

2 土地が取得され、かつ、当該土地の上に第六十八条第一項に規定する特例適用住宅が新築された場合における同項及び第六十九条第一項の規定の適用については、当該土地の取得が平成十六年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に行われたときに限り、第六十八条第一項第一号中「二年」とあるのは「三年（同日から三年以内に特例適用住宅が新築されることが困難である場合として令で定める場合には、四年）」と、第六十九条第一項中「二年」とあるのは「三年（同号に規定する令で定める場合には、四年）」とする。

（不動産取得税の課税標準の特例）

第十五条の二 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号）第十一条第一項に規定する認定長期優良住宅である住宅の新築を令和六年三月三十一日までにした場合における第六十条第一項の規定の適用については、同項中「住宅の建築」とあるのは「長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号）第十一条第一項に規定する認定長期優良住宅である住宅の新築」と、「については」とあるのは「については、当該取得が令和六年三月三十一日までに行われたときに限り」と、「千二百万円」とあるのは「千三百万円」とする。

（住宅の取得及び土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例）

第十六条 平成十八年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に住宅又は土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、第六十一条の規定にかかわらず、百分の三とする。

2 （略）

（宅地評価土地の取得に対して課する不

<p>動産取得税の課税標準の特例)</p> <p>第十七条の二 宅地評価土地(宅地及び宅地 比準土地(宅地以外の土地で当該土地の取 得に対して課する不動産取得税の課税標 準となるべき価格が、当該土地とその状況 が類似する宅地の不動産取得税の課税標 準とされる価格に比準する価格により決 定されるものをいう。)を取得 した場合における当該土地の取得に対し て課する不動産取得税の課税標準は、第五 十九条第一項の規定にかかわらず、当該取 得が平成十八年一月一日から令和九年三 月三十一日までの間に行われた場合に限 り、当該土地の価格の二分の一の額とす る。</p>	<p>動産取得税の課税標準の特例)</p> <p>第十七条の二 宅地評価土地(宅地及び宅地 比準土地(宅地以外の土地で当該土地の取 得に対して課する不動産取得税の課税標 準となるべき価格が、当該土地とその状況 が類似する宅地の不動産取得税の課税標 準とされる価格に比準する価格により決 定されるものをいう。)を取得 した場合における当該土地の取得に対し て課する不動産取得税の課税標準は、第五 十九条第一項の規定にかかわらず、当該取 得が平成十八年一月一日から令和六年三 月三十一日までの間に行われた場合に限 り、当該土地の価格の二分の一の額とす る。</p>
<p>2 (略)</p> <p>(軽油引取税の課税免除の特例)</p>	<p>2 (略)</p> <p>(軽油引取税の課税免除の特例)</p>
<p>第十七条の九 令和九年三月三十一日まで に行われる次に掲げる軽油の引取りに対 しては、第百十六条第一項及び第二項の規 定にかかわらず、法附則第十二条の二の七 第二項において読み替えて準用する法第 百四十四条の二十一第一項の規定による 免税証の交付があつた場合又は法附則第 十二条の二の七第二項において読み替え て準用する法第百四十四条の三十一第四 項若しくは第五項の規定による承認があ つた場合に限り、軽油引取税を課さないも のとする。</p>	<p>第十七条の九 令和六年三月三十一日まで に行われる次に掲げる軽油の引取りに対 しては、第百十六条第一項及び第二項の規 定にかかわらず、法附則第十二条の二の七 第二項において読み替えて準用する法第 百四十四条の二十一第一項の規定による 免税証の交付があつた場合又は法附則第 十二条の二の七第二項において読み替え て準用する法第百四十四条の三十一第四 項若しくは第五項の規定による承認があ つた場合に限り、軽油引取税を課さないも のとする。</p>
<p>一〜五 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>一〜五 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>
<p>4 第一項第一号に掲げる軽油の引取りを 行つた自衛隊の船舶の使用者が、令和九年 三月三十一日までに次に掲げる規定によ り当該引取りに係る軽油を譲渡する場合 には、当該軽油の譲渡については、前項の 規定により読み替えられた第百十六条の 二第一項(第三号に係る部分に限る。)の 規定にかかわらず、軽油引取税を課さない</p>	<p>4 第一項第一号に掲げる軽油の引取りを 行つた自衛隊の船舶の使用者が、令和六年 三月三十一日までに次に掲げる規定によ り当該引取りに係る軽油を譲渡する場合 には、当該軽油の譲渡については、前項の 規定により読み替えられた第百十六条の 二第一項(第三号に係る部分に限る。)の 規定にかかわらず、軽油引取税を課さない</p>

<p>ものとする。</p> <p>一、三 (略)</p> <p>5 第一項第一号に掲げる軽油の引取りを行つた自衛隊の船舶の使用者が、我が国と我が国以外の締約国との間の物品又は役務の相互の提供に関する条約その他の国際約束で令で定めるものに基づき、令和九年三月三十一日までに当該引取りに係る軽油を当該締約国の軍隊の船舶の動力源に供するため譲渡する場合には、前項の規定の適用があるときを除き、当該軽油の譲渡については、第三項の規定により読み替えられた第百十六条の二第一項(第三号に係る部分に限る。)の規定にかかわらず、軽油引取税を課さないものとする。</p>	<p>ものとする。</p> <p>一、三 (略)</p> <p>5 第一項第一号に掲げる軽油の引取りを行つた自衛隊の船舶の使用者が、我が国と我が国以外の締約国との間の物品又は役務の相互の提供に関する条約その他の国際約束で令で定めるものに基づき、令和六年三月三十一日までに当該引取りに係る軽油を当該締約国の軍隊の船舶の動力源に供するため譲渡する場合には、前項の規定の適用があるときを除き、当該軽油の譲渡については、第三項の規定により読み替えられた第百十六条の二第一項(第三号に係る部分に限る。)の規定にかかわらず、軽油引取税を課さないものとする。</p>
<p>6 第一項第一号に掲げる軽油の引取りを行つたオーストラリア軍隊の船舶の使用者が、令和九年三月三十一日までに当該引取りに係る軽油を自衛隊に譲渡する場合には、当該軽油の譲渡については、第三項の規定により読み替えられた第百十六条の二第一項(第三号に係る部分に限る。)の規定にかかわらず、軽油引取税を課さないものとする。</p> <p>(狩猟税の課税免除)</p>	<p>6 第一項第二号に掲げる軽油の引取りを行つたオーストラリア軍隊の船舶の使用者が、令和六年三月三十一日までに当該引取りに係る軽油を自衛隊に譲渡する場合には、当該軽油の譲渡については、第三項の規定により読み替えられた第百十六条の二第一項(第三号に係る部分に限る。)の規定にかかわらず、軽油引取税を課さないものとする。</p> <p>(狩猟税の課税免除)</p>
<p>第二十四条 県内の市町に所属する対象鳥獣捕獲員(鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成十九年法律第百三十四号。次項において「鳥獣被害防止特措法」という。))第九條第七項の規定により読み替えられた鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(次項及び次条において「鳥獣保護管理法」という。))第五十六条に規定する対象鳥獣捕獲員をいう。)に係る狩猟者の登録が、平成二十七年四月一日から令和十一年三月三十一日までの間に行われた場合には、第百九十条第一項の規定にかかわらず、当該対象鳥獣捕獲員に対し</p>	<p>第二十四条 県内の市町に所属する対象鳥獣捕獲員(鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成十九年法律第百三十四号。次項において「鳥獣被害防止特措法」という。))第九條第六項の規定により読み替えられた鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(次項及び次条において「鳥獣保護管理法」という。))第五十六条に規定する対象鳥獣捕獲員をいう。)に係る狩猟者の登録が、平成二十七年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に行われた場合には、第百九十条第一項の規定にかかわらず、当該対象鳥獣捕獲員に対し</p>

しては、狩猟税を課さないものとする。

2 認定鳥獣捕獲等事業者（鳥獣保護管理法第十八条の五第二項第一号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者をいう。次条第二項において同じ。）が、県の区域を対象として鳥獣保護管理法第九条第一項（鳥獣被害防止特措法第六条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。次条第一項において同じ。）の規定による許可を受け、又は鳥獣保護管理法第十四条の二第九項の規定により鳥獣保護管理法第九条第一項の規定による許可を受けた者とみなされた場合において、同条第八項（鳥獣保護管理法第十四条の二第九項又は鳥獣被害防止特措法第六条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。次条第二項において同じ。）に規定する従事者証（次条第二項において「従事者証」という。）の交付を受けた当該認定鳥獣捕獲等事業者の従事者に係る狩猟者の登録が、平成二十七年五月二十九日から令和十一年三月三十一日までの間に行われたときは、第九十条第一項の規定にかかわらず、当該従事者に対しては、狩猟税を課さないものとする。

（狩猟税の税率の特例）

第二十四条の二 平成二十七年四月一日から令和十一年三月三十一日までの間に受ける狩猟者の登録であつて、当該狩猟者の登録を受ける者が鳥獣保護管理法第五十六条に規定する申請書（以下この項において「狩猟者登録の申請書」という。）を提出する日前一年以内の期間（以下この条において「特定捕獲等期間」という。）に県の区域を対象とする鳥獣保護管理法第九条第一項の規定による許可を受け、当該許可に係る鳥獣の捕獲等（以下この条において「許可捕獲等」という。）を行つた場合における狩猟税の税率は、第九十条第一

ては、狩猟税を課さないものとする。

2 認定鳥獣捕獲等事業者（鳥獣保護管理法第十八条の五第二項第一号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者をいう。次条第二項において同じ。）が、県の区域を対象として鳥獣保護管理法第九条第一項（鳥獣被害防止特措法第六条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。次条第一項において同じ。）の規定による許可を受け、又は鳥獣保護管理法第十四条の二第九項の規定により鳥獣保護管理法第九条第一項の規定による許可を受けた者とみなされた場合において、同条第八項（鳥獣保護管理法第十四条の二第九項又は鳥獣被害防止特措法第六条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。次条第二項において同じ。）に規定する従事者証（次条第二項において「従事者証」という。）の交付を受けた当該認定鳥獣捕獲等事業者の従事者に係る狩猟者の登録が、平成二十七年五月二十九日から令和六年三月三十一日までの間に行われたときは、第九十条第一項の規定にかかわらず、当該従事者に対しては、狩猟税を課さないものとする。

（狩猟税の税率の特例）

第二十四条の二 平成二十七年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に受ける狩猟者の登録であつて、当該狩猟者の登録を受ける者が鳥獣保護管理法第五十六条に規定する申請書（以下この項において「狩猟者登録の申請書」という。）を提出する日前一年以内の期間（以下この条において「特定捕獲等期間」という。）に県の区域を対象とする鳥獣保護管理法第九条第一項の規定による許可を受け、当該許可に係る鳥獣の捕獲等（以下この条において「許可捕獲等」という。）を行つた場合における狩猟税の税率は、第九十条第一項

<p>項の規定にかかわらず、同項に規定する税率に二分の一を乗じた税率（以下この項において「軽減税率」という。）とする。ただし、軽減税率が適用される狩猟者の登録（以下この項において「軽減税率適用登録」という。）の要件を満たす者が、特定捕獲等期間に許可捕獲等を行つた後、軽減税率適用登録の対象となる狩猟期間（鳥獣保護管理法第二条第九項に規定する狩猟期間をいう。以下この項において同じ。）の直近の狩猟期間について狩猟者登録の申請書を提出し、既にその狩猟者の登録を受けた場合には、この限りでない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>の規定にかかわらず、同項に規定する税率に二分の一を乗じた税率（以下この項において「軽減税率」という。）とする。ただし、軽減税率が適用される狩猟者の登録（以下この項において「軽減税率適用登録」という。）の要件を満たす者が、特定捕獲等期間に許可捕獲等を行つた後、軽減税率適用登録の対象となる狩猟期間（鳥獣保護管理法第二条第九項に規定する狩猟期間をいう。以下この項において同じ。）の直近の狩猟期間について狩猟者登録の申請書を提出し、既にその狩猟者の登録を受けた場合には、この限りでない。</p> <p>2 (略)</p>
---	--

第二条 三重県県税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則</p> <p>第十四条 (略)</p> <p>(事業税の納税義務者の特例)</p>	<p>附 則</p> <p>第十四条 (略)</p>
<p><u>第十四条の二 第三十八条第一項の規定の適用については、当分の間、同項第一号ロ中「一億円以下のもの」とあるのは「一億円以下のもの（前事業年度の事業税についてイに掲げる法人に該当したものであつて、払込資本の額（法人が株主又は合名会社、合資会社若しくは合同会社の社員その他法人の出資者から出資を受けた金額として令で定める金額をいう。）が十億円を超えるものを除く。）」とする。</u></p>	<p>第十四条の二 (略)</p>
<p>第十四条の二の二 (略)</p> <p>(軽油引取税の課税免除の特例)</p> <p>第十七条の九 令和九年三月三十一日までに行われる次に掲げる軽油の引取りに対しては、第百十六条第一項及び第二項の規定にかかわらず、法附則第十二条の二の七第二項において読み替えて準用する法第百四十四条の二十一第一項の規定による</p>	<p>第十四条の二 (略)</p> <p>(軽油引取税の課税免除の特例)</p> <p>第十七条の九 令和九年三月三十一日までに行われる次に掲げる軽油の引取りに対しては、第百十六条第一項及び第二項の規定にかかわらず、法附則第十二条の二の七第二項において読み替えて準用する法第百四十四条の二十一第一項の規定による</p>

<p>免税証の交付があつた場合又は法附則第十二条の二の七第二項において読み替えて準用する法第四百四十四条の三十一第四項若しくは第五項の規定による承認があつた場合に限り、軽油引取税を課さないものとする。</p> <p>一 船舶（令で定めるものを除く。）の使用者が当該船舶の動力源に供する軽油の引取り</p> <p>二 五 （略）</p> <p>2 6 （略）</p>	<p>免税証の交付があつた場合又は法附則第十二条の二の七第二項において読み替えて準用する法第四百四十四条の三十一第四項若しくは第五項の規定による承認があつた場合に限り、軽油引取税を課さないものとする。</p> <p>一 船舶の使用者が当該船舶の動力源に供する軽油の引取り</p> <p>二 五 （略）</p> <p>2 6 （略）</p>
--	---

第三条 三重県県税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（寄附金税額控除）</p> <p>第二十五条の二 知事は、所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の三十に相当する金額を超える場合には、当該百分の三十に相当する金額）が二千元を超える場合には、その超える金額の百分の四に相当する金額（当該納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、当該特例控除対象寄附金の額の合計額が二千元を超える場合には、当該百分の四に相当する金額に法第三十七条の二第十一項に規定する特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）を当該納税義務者の前二条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 所得税法第七十八条第二項第二号から第四号までに掲げる寄附金及び租税</p>	<p>（寄附金税額控除）</p> <p>第二十五条の二 知事は、所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の三十に相当する金額を超える場合には、当該百分の三十に相当する金額）が二千元を超える場合には、その超える金額の百分の四に相当する金額（当該納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、当該特例控除対象寄附金の額の合計額が二千元を超える場合には、当該百分の四に相当する金額に法第三十七条の二第十一項に規定する特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）を当該納税義務者の前二条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 所得税法第七十八条第二項第二号及び第三号に掲げる寄附金（同条第三項の</p>

特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の十八の二第二項に規定する特定非営利活動に関する寄附金（次号に掲げる寄附金を除く。）のうち、次のいずれかに該当するもの

イ、ホ （略）

四 （略）

2 （略）

（事業税の納税義務者等）

第三十八条 法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対し、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額によりその法人に課する。

一 次号から第四号までに掲げる事業以外の事業 次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ （略）

ロ 法第七十二条の四第一項各号に掲げる法人、法第七十二条の五第一項各号に掲げる法人、法第七十二条の二十四の七第七項各号に掲げる法人、第三項の規定により法人とみなされるもの、第四項に規定するみなし課税法人、投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和三十二年法律第九十八号）第二条第十二項に規定する投資法人をいう。）、特定目的会社（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第二条第三項に規定する特定目的会社をいう。）並びに一般社団法人（非営利型法人（法人税法第二条第九号の二に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当するものを除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。）（以下ロにおいて「所得等課税法人」という。）並びに所得等課税

規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）並びに租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の十八の二第二項に規定する特定非営利活動に関する寄附金（次号に掲げる寄附金を除く。）のうち、次のいずれかに該当するもの

イ、ホ （略）

四 （略）

2 （略）

（事業税の納税義務者等）

第三十八条 法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対し、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額によりその法人に課する。

一 次号から第四号までに掲げる事業以外の事業 次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ （略）

ロ 法第七十二条の四第一項各号に掲げる法人、法第七十二条の五第一項各号に掲げる法人、法第七十二条の二十四の七第七項各号に掲げる法人、第三項の規定により法人とみなされるもの、第四項に規定するみなし課税法人、投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和三十二年法律第九十八号）第二条第十二項に規定する投資法人をいう。）、特定目的会社（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第二条第三項に規定する特定目的会社をいう。）並びに一般社団法人（非営利型法人（法人税法第二条第九号の二に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当するものを除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。）並びにこれらの法人以外の法人で資本金の額若しくは出資金の

法人以外の法人で資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下のもの又は資本若しくは出資を有しないもの（所得等課税法人以外の法人のうち次に掲げる法人に該当するものを除く。） 所得割額

(1) 特定法人（払込資本の額（法人が株主又は合名会社、合資会社若しくは合同会社の社員その他法人の出資者から出資を受けた金額として令で定める金額をいう。以下(1)及び(2)において同じ。）が五十億円を超える法人（ロに掲げる法人を除く。）及び保険業法に規定する相互会社（これに準ずるものとして令で定めるものを含む。）をいう。以下(1)及び(2)において同じ。）との間に当該特定法人による完全支配関係（法人税法第二条第十二号の七の六に規定する完全支配関係をいう。以下(1)及び(2)において同じ。）がある法人のうち払込資本の額（地方税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第 号）の公布の日以後に当該法人と当該特定法人との間に完全支配関係（当該法人以外の特定法人による完全支配関係に限る。）がある場合その他令で定める場合において、当該法人が剰余金の配当（払込資本の額のうち令で定める額の減少に伴うものに限る。以下(1)及び(2)において同じ。）又は出資の払戻しをしたときは、当該剰余金の配当又は出資の払戻しにより減少した払込資本の額を加算した額）が二億円を超えるもの

(2) 法人との間に完全支配関係がある全ての特定法人が有する株式及び出資の全部を当該全ての特定法

額が一億円以下のもの又は資本若しくは出資を有しないもの 所得割額



人のうちいずれか一のものがあるものとみなした場合において当該いずれか一のものとの間に当該いずれか一のものによる完全支配関係があることとなる。このとき当該法人のうち払込資本の額（地方税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第 号）の公布の日以後に、特定親法人（当該事業年度において当該法人と他の法人との間に当該他の法人による完全支配関係がある場合における当該他の法人をいう。以下(2)において同じ。）と当該法人との間に当該特定親法人による完全支配関係があり、かつ、当該法人との間に完全支配関係がある全ての特定法人が有する株式及び出資の全部を当該全ての特定法人のうちいずれか一のものがあるものとみなした場合において当該いずれか一のものとの間に当該いずれか一のものによる完全支配関係があることとなる）ときその他令で定める場合に、当該法人が剰余金の配当又は出資の払戻しをしたときは、当該剰余金の配当又は出資の払戻しにより減少した払込資本の額を加算した額）が二億円を超えるもの（(1)に掲げる法人を除く。）

二 〇 四 （略）  
 二 〇 四 （略）  
 （地方消費税の納税義務者）

第五十五条の二 地方消費税は、事業者の行った課税資産の譲渡等（消費税法（昭和六十三年法律第八号）第二条第一項第九号に規定する課税資産の譲渡等のうち、特定資産の譲渡等（同項第八号の二に規定する特定資産の譲渡等をいう。）並びに同法そ

二 〇 四 （略）  
 二 〇 四 （略）  
 （地方消費税の納税義務者）

第五十五条の二 地方消費税は、事業者の行った課税資産の譲渡等（消費税法（昭和六十三年法律第八号）第二条第一項第九号に規定する課税資産の譲渡等のうち、特定資産の譲渡等（同項第八号の二に規定する特定資産の譲渡等をいう。）並びに同法そ

他の法律又は条約の規定により消費税を課さないこととされるもの及び免除されるもの以外のものをいう。次条第一項において同じ。) 及び特定課税仕入れ(消費税法第五条第一項に規定する特定課税仕入れのうち、同法その他の法律又は条約の規定により消費税を課さないこととされるもの及び免除されるもの以外のものをいう。次条第一項において同じ。) については、当該事業者(消費税法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者(同法第十五条第一項に規定する法人課税信託等の受託者にあつては、同条第三項に規定する受託事業者及び同条第四項に規定する固有事業者に係る消費税を納める義務が全て免除される事業者に限る。)を除く。) に対し譲渡割によつて、同法第二条第一項第十一号に規定する課税貨物(輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号)その他の法律又は条約の規定により消費税を課さないこととされるもの及び免除されるものを除く。) については、当該課税貨物を消費税法第二条第一項第二号に規定する保税地域から引き取る者に対し貨物割によつて課する。

(法人課税信託等の受託者に関するこの節の規定の適用)

第五十五条の三 法人課税信託(法人税法第二条第二十九号の二に規定する法人課税信託をいう。) 又は公益信託(同法第十二条第四項第二号に規定する公益信託をいう。)(以下この条において「法人課税信託等」という。)の受託者は、各法人課税信託等の信託資産等(信託財産に属する資産並びに当該信託財産に属する資産に係る課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れをいう。以下この条において同じ。) 及び固有資産等(法人課税信託等の信託資産等以

他の法律又は条約の規定により消費税を課さないこととされるもの及び免除されるもの以外のものをいう。次条第一項において同じ。) 及び特定課税仕入れ(消費税法第五条第一項に規定する特定課税仕入れのうち、同法その他の法律又は条約の規定により消費税を課さないこととされるもの及び免除されるもの以外のものをいう。次条第一項において同じ。) については、当該事業者(消費税法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者(同法第十五条第一項に規定する法人課税信託の受託者にあつては、同条第三項に規定する受託事業者及び同条第四項に規定する固有事業者に係る消費税を納める義務が全て免除される事業者に限る。)を除く。) に対し譲渡割によつて、同法第二条第一項第十一号に規定する課税貨物(輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号)その他の法律又は条約の規定により消費税を課さないこととされるもの及び免除されるものを除く。) については、当該課税貨物を消費税法第二条第一項第二号に規定する保税地域から引き取る者に対し貨物割によつて課する。

(法人課税信託の受託者に関するこの節の規定の適用)

第五十五条の三 法人課税信託(法人税法第二条第二十九号の二に規定する法人課税信託をいう。以下この条において同じ。)の受託者は、各法人課税信託の信託資産等(信託財産に属する資産並びに当該信託財産に属する資産に係る課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れをいう。以下この条において同じ。) 及び固有資産等(法人課税信託の信託資産等以外の資産、課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れをいう。次項において同じ。) ごとに、それぞれ別の者

<p>外の資産、課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れをいう。次項において同じ。)ごとに、それぞれ別の者とみなして、この節(前条、第五十五条の十三及び第五十五条の十四を除く。以下この条において同じ。)の規定を適用する。</p>	<p>とみなして、この節(前条、第五十五条の十三及び第五十五条の十四を除く。以下この条において同じ。)の規定を適用する。</p>
<p>2 前項の場合において、各法人課税信託等の信託資産等及び固有資産等は、同項の規定によりみなされた各別の者にそれぞれ帰属するものとする。</p>	<p>2 前項の場合において、各法人課税信託の信託資産等及び固有資産等は、同項の規定によりみなされた各別の者にそれぞれ帰属するものとする。</p>
<p>3 個人事業者が受託事業者(法人課税信託等)の受託者について、前二項の規定により、当該法人課税信託等に係る信託資産等が帰属する者としてこの節の規定を適用する場合における当該受託者をいう。以下この項において同じ。)である場合には、当該受託事業者は、法人とみなして、この節の規定を適用する。</p>	<p>3 個人事業者が受託事業者(法人課税信託)の受託者について、前二項の規定により、当該法人課税信託に係る信託資産等が帰属する者としてこの節の規定を適用する場合における当該受託者をいう。以下この項において同じ。)である場合には、当該受託事業者は、法人とみなして、この節の規定を適用する。</p>
<p>4 一の法人課税信託等の受託者が二以上ある場合には、各受託者の当該法人課税信託等に係る信託資産等は、当該法人課税信託等の信託事務を主宰する受託者(次項において「主宰受託者」という。)の信託資産等とみなして、この節の規定を適用する。</p>	<p>4 一の法人課税信託の受託者が二以上ある場合には、各受託者の当該法人課税信託に係る信託資産等は、当該法人課税信託の信託事務を主宰する受託者(次項において「主宰受託者」という。)の信託資産等とみなして、この節の規定を適用する。</p>
<p>5 (略)</p>	<p>5 (略)</p>
<p>6 前各項に定めるもののほか、法人課税信託等の受託者についてのこの節の規定の適用に関し必要な事項は、令で定める。</p>	<p>6 前各項に定めるもののほか、法人課税信託の受託者についてのこの節の規定の適用に関し必要な事項は、令で定める。</p>
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p>第十四条の二 (略)</p>	<p>第十四条の二 (略)</p>
<p>第十四条の二の二 法附則第八条の三の四          第一項の規定の適用がある場合において、第三十八条第一項第一号ロ(1)及び(2)中「一億円を超えるもの」とあるのは、「二億円を超えるもの(法附則第八条の三の四第一項に規定する対象法人及び同項に規定する五年以内株式等取得等法人を除く。)」とする。</p>	<p>第十四条の二の二 法附則第八条の三の四          第一項の規定の適用がある場合において、第三十八条第一項第一号ロ(1)及び(2)中「一億円を超えるもの」とあるのは、「二億円を超えるもの(法附則第八条の三の四第一項に規定する対象法人及び同項に規定する五年以内株式等取得等法人を除く。)」とする。</p>

## 第十四条の二の三 (略)

## 第十四条の二の二 (略)

## 附 則

## (施行期日)

- 1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - 一 第二条並びに附則第五項、第六項及び第九項の規定 令和七年四月一日
  - 二 第三条中三重県県税条例第三十八条第一項第一号ロの改正規定、同条例附則第十四条の二の次に一条を加える改正規定及び同条例附則第十四条の二の二を同条例附則第十四条の二の三に改める改正規定並びに附則第七項の規定 令和八年四月一日
  - 三 第三条（前号及び次号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第八項の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第 号）附則第一条第十号に定める日
  - 四 第三条中三重県県税条例第二十五条の二第一項第三号の改正規定及び附則第三項の規定 地方税法等の一部を改正する法律附則第一条第十一号に定める日  
(県民税に関する経過措置)
- 2 この条例の施行の日（以下この項及び第四項において「施行日」という。）前に開始した事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）第三条の規定（同法附則第一条第五号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（昭和四十年法律第三十四号。以下この項において「旧法人税法」という。）第二条第十二号の七に規定する連結子法人（以下この項及び第四項において「連結子法人」という。）の連結親法人事業年度（旧法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度をいう。以下この項及び第四項において同じ。）が施行日前に開始した事業年度を含む。）分の法人の県民税、連結事業年度（旧法人税法第十五条の二第一項に規定する連結事業年度をいう。以下この項及び第四項において同じ。）（連結子法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した連結事業年度を含む。）分の法人の県民税及び各計算期間分の法人の県民税については、なお従前の例による。
- 3 所得税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第 号）附則第三条第一項の規定の適用がある場合における附則第一項第四号に掲げる規定による改正後の三重県県税条例第二十五条の二第一項（第三号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第三号中「寄附金及び」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第 号）附則第三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の所得税法第七十八条第三項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）及び」とする。  
(事業税に関する経過措置)
- 4 施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した連結事業年度を含む。）に係る法人の事業税については、なお従前の例による。
- 5 第二条の規定による改正後の三重県県税条例（次項及び附則第九項において「七年新条例」という。）附則第十四条の二の規定は、附則第一項第一号に掲げる規定の施行の日（以下この項、次項及び附則第九項において「一号施行日」という。）以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、一号施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

- 6 一号施行日以後最初に開始する事業年度（以下この項において「最初事業年度」という。）の事業税（地方税法等の一部を改正する法律の公布の日（以下この項において「公布日」という。）を含む事業年度の前事業年度の事業税について第二条の規定による改正前の三重県県税条例第三十八条第一項第一号イに掲げる法人に該当したものであつて、公布日の前日の現況により資本金の額又は出資金の額が一億円以下であると判定され、かつ、公布日から最初事業年度の開始の日の前日までの間に終了した各事業年度分の事業税について同号ロに掲げる法人に該当したものの行う事業に対する事業税を除く。）に係る七年新条例附則第十四条の二の規定の適用については、同条中「前事業年度」とあるのは、「地方税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第 号）の公布の日を含む事業年度の開始の日の前日から同法附則第七条第二項に規定する最初事業年度の開始の日の前日までの間に終了したいずれかの事業年度分」とする。
- 7 第三条の規定による改正後の三重県県税条例第三十八条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び同条例附則第十四条の二の二の規定は、附則第一項第二号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。  
（地方消費税に関する経過措置）
- 8 附則第一項第三号に掲げる規定による改正後の三重県県税条例第五十五条の二及び第五十五条の三の規定は、附則第一項第三号に掲げる規定の施行の日以後に効力が生じる同条第一項に規定する公益信託（移行認可を受けた信託を含む。）について適用し、同日前に効力が生じた公益信託に関する法律（令和六年法律第 号）による改正前の公益信託ニ関スル法律（大正十一年法律第六十二号）第一条に規定する公益信託（移行認可を受けたものを除く。）については、なお従前の例による。  
（軽油引取税に関する経過措置）
- 9 七年新条例附則第十七条の九第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、一号施行日以後の軽油の引取りに対して課すべき軽油引取税について適用し、一号施行日以前の軽油の引取りに対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。



---

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891  
三重県総務部法務・文書課  
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>

---